



日本の年金制度は
国民年金と厚生年金の
2階建てになつてゐ
ニヤン!

国民年金(基礎年金)



専業主婦(夫)など
(会社員などの配偶者)

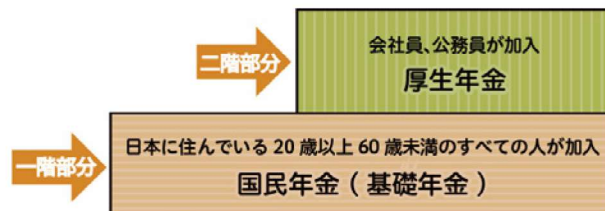
国民年金と厚生年金の仕組み

働き方・暮らし方に応じた公的年金

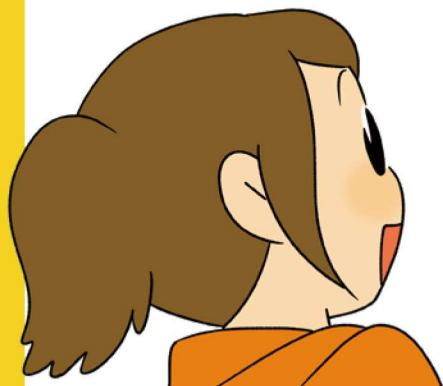
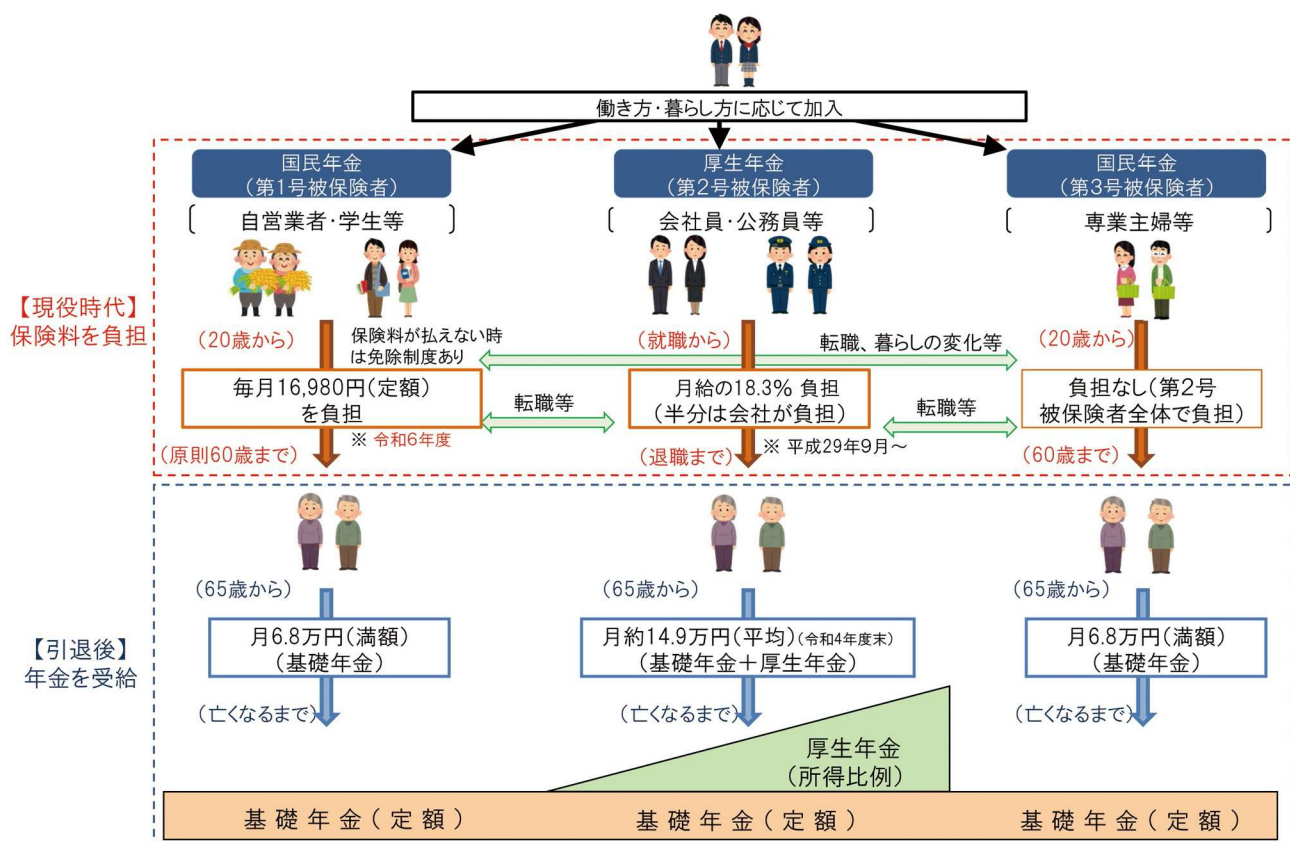
日本の公的年金は、20歳から60歳未満の全ての国民が加入する「国民年金(基礎年金)」と、会社員や公務員などが加入する「厚生年金」があります。

国民年金は、保険料を納めた期間などに応じて計算された年金を受け取ることができます。また、厚生年金は、保険料を納めた期間と働いていた時の賃金に応じて計算された年金を、国民年金に上乗せして受け取ることができます。

日本の公的年金制度では、20歳以降のライフスタイルによって加入する年金や保険料などが変わり、働き方・暮らし方に応じた制度に加入することになります。



公的年金制度とライフコース



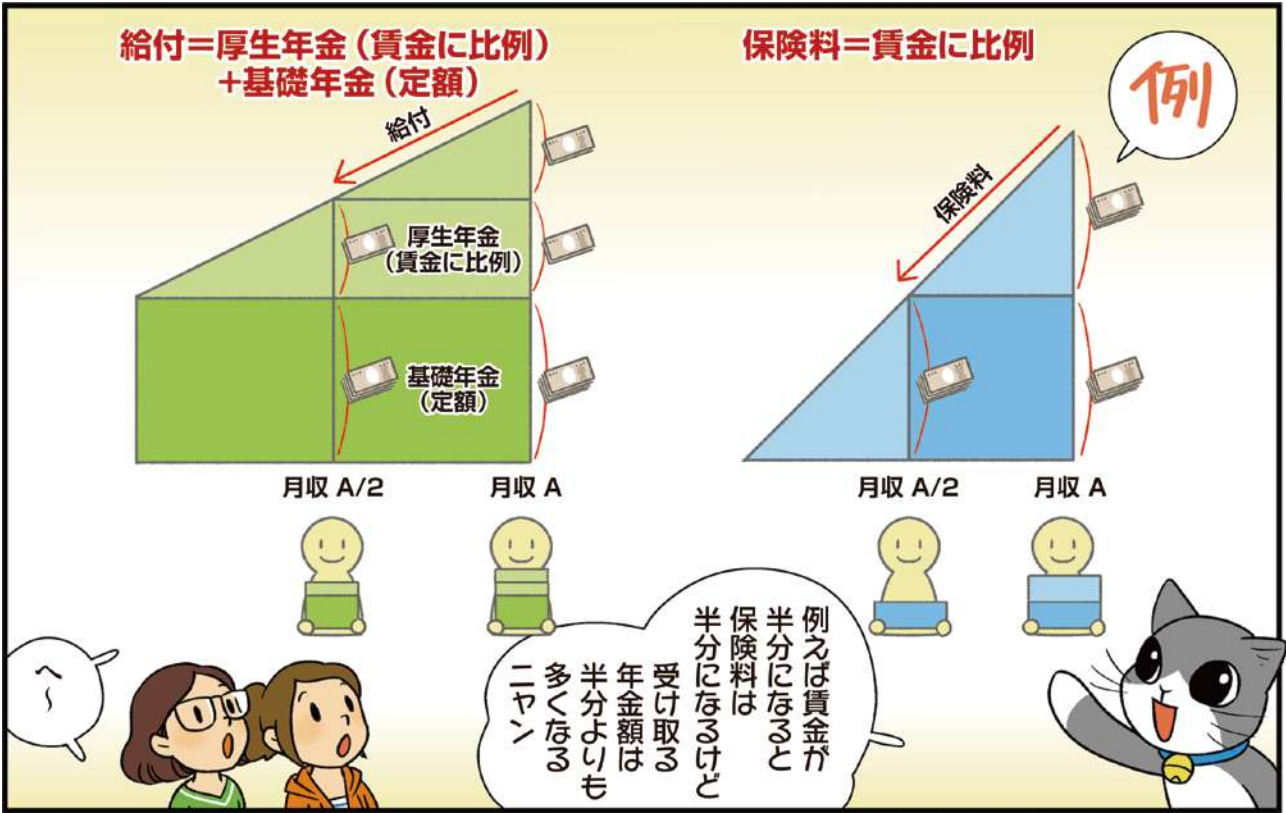
現役時代の賃金と厚生年金



厚生年金は企業などに勤務している人が加入します。厚生年金の保険料は、賃金に保険料率を乗じて計算されますので、賃金によって保険料の額が異なります(賃金に比例します)。この中には国民年金(基礎年金)の保険料も含まれています。

厚生年金に加入していた人の年金額は、働いていたときの賃金と加入期間に応じて年金額が決まる厚生年金と、定額である基礎年金の合計となります。現役時代に賃金が高かった人はそれだけ年金額も高くなりますが、現役時代の賃金の差ほどには年金額に差はありません。このように、厚生年金には、高所得者から低所得者に対して、間接的に所得の分配を行う機能があるのです。

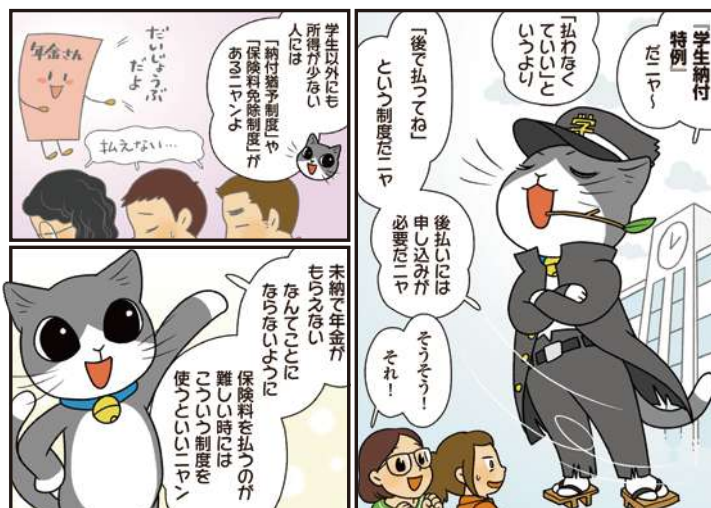
受給時の年金額は、現役時代の賃金より差を少なくしている(厚生年金の場合)



国民年金の保険料を納めることが難しいときは？

国民年金は、20歳以上60歳未満の全国民が加入し、定額の保険料を納めます（厚生年金に加入する方とその被扶養配偶者は国民年金の保険料を納付する必要はありません）。

国民年金には、学生や失業して所得がないなど、経済的な理由により保険料を納めることが難しい人に対しては、保険料の納付を猶予したり、免除する制度があります。



学生納付特例制度

大学などに在学している方で、本人の所得が一定額以下の方

※申請手続きは、市役所・町村役場の他、在学する大学等の窓口でも行うことができます。

納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

※2030（令和12）年6月までの時限措置です。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の所得が一定額以下の方や、生活保護を受けている方など

※免除の割合は、「全額」「4分の3」「半額」「4分の1」の4種類があり、所得に応じて利用できる種類が異なります。

所定の手続きを行って猶予・免除を受けていれば、万が一のときでも障害年金や遺族年金を受けることが可能になります。

※保険料の免除を受けた場合や、猶予された保険料をその後納付しなかった場合は、保険料を納めた場合より給付額は少なくなります。

+++++

年金制度の持続可能性を高めるために



公的年金は、少なくとも5年に一度、「財政検証」という仕組みによって財政状況をチェックする決まりになっています。また、今後、社会や経済の状況が変わっても十分な年金が受け取れるよう、年金制度について検討していく必要もあります。このような取り組みを通じて、公的年金制度の持続可能性を高め、将来の給付水準の確保を図っています。

いっしょに**検証！**公的年金
～年金の仕組みと将来～

詳しくは、マンガで分かりやすく解説した
こちらのホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/>



※デバイスによっては読み取れない場合があります

